

# 海津市道路橋梁維持管理計画 (橋梁個別施設計画：橋長15m以上)



平成28年11月

海津市役所 建設水道部 建設課

## 1. 計画の位置づけ

平成25年11月に決定された「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）の中で、各省庁や地方公共団体は、基本計画に基づき「インフラ長寿命化計画（以下「行動計画」という。）」及び「個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）」を策定することが求められた。

本計画は、海津市が行動計画として平成27年12月に策定した「海津市公共施設等総合管理計画」に定める長寿命化の実施方針に対応するため、インフラ系施設の橋梁部門の計画として位置づけ、予防的に修繕するメンテナンスサイクルの核とするものである。

## 2. 計画の概要と目的

海津市が管理する橋梁は1,846橋（平成28年度現在）あり、供用開始後の年数から今後高齢化橋梁が増大していくため、従来の事後的な修繕及び架替えから予防的な修繕及び計画的な架替えへの転換を図る必要がある。加えて、平成26年度に交付された「道路法の一部を改正する法律」及び「道路法施行規則の一部を改正する省令」により、2m以上のすべての橋梁に関し5年毎の近接目視による点検が義務付けられた。

海津市としても、平成26年度より近接目視による計画的な各橋梁の変状調査、健全性の把握を行い、管内の膨大な橋梁を予算制約の下で適切に維持していくため、橋梁の長寿命化と修繕費等の縮減・平準化を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的として、本計画を策定する。

当面は、橋長が15m以上の橋梁について本計画を策定し、引き続き橋長が15m未満の橋梁についても策定することとする。

## 3. 判定区分

定期点検では、部材単位、道路橋（ボックスカルバート）毎で下記の評価基準で健全性の診断を行う。

区 分		内 容
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている。又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

判定区分のI～IVに分類する場合の措置の基本的な考え方は以下のとおりとする。

- I：監視や対策を行う必要のない状態をいう
- II：状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態をいう
- III：早期に監視や対策を行う必要がある状態をいう
- IV：緊急に対策を行う必要がある状態をいう





